

地域林業の合意形成システムに関する研究

北川 泉・井口隆史

A study on Agreement formation System
of regional Forestry

Izumi KITAGAWA and Takashi IGUCHI

1. 協議会等組織体の実態と

その役割

広義の備北林業地域は、2市8か村より構成されているが、ここでは、このうち中核林業振興地域育成特別対策事業（以下「中核事業」と呼ぶ）及び単県事業である優良林業地育成パイロット事業（以下「パイロット事業」と呼ぶ）の対象地域（両事業の対象とする地域は、同一範囲の自治体である）5町（神石郡神石町、甲奴郡総領町、比婆郡東城町、西城町、比和町——以下総称して「備北地域」と呼ぶ）を大枠の対象範囲とする。そして、町段階あるいは更に集落段階の組織体に関しては、詳細な聴取調査を行った西城町内のものを主たる対象とした。

さて、備北地域には、森林・林業・林産業に関わる各種の組織体が存在する。林研グループ、青年の山グループ、林業経営懇談会、木材協会、素材生産組合、森林組合、生産森林組合、更には樹苗組合、シイタケ生産組合、ワサビ生産組合等々。また、近年の中核事業、パイロット事業にかかわるものとしては、森林施業組合（造林事業実施組合）、中核林業振

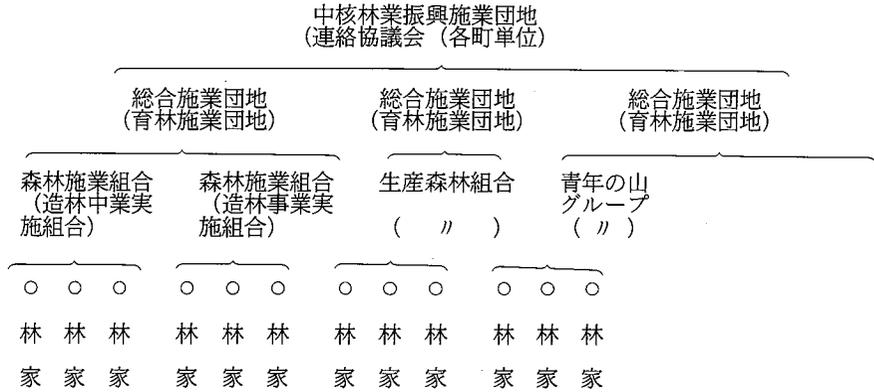
興施業団地連絡協議会、備北林業振興協議会がある。これらすべて、それぞれの意味において地域林業に一定の役割を果たしている。地域林業の形成・発展に重要なかわりを持つもので欠けているのは、林業労働者の組織体（林業労働組合あるいは、各森林組合労務班の組織体）くらいであろう。

ここでは、対象とする組織体の範囲を、当面の地域林業形成に直接的にかかわるものに限定する。したがって、ここで取り上げられる組織体は、主として中核事業及びパイロット事業にかかわるものに限られる。

さて、広島県は、単県事業としてパイロット事業を実施している。パイロット事業は、中核事業とほとんど同じ趣旨でしかも内容も類似している。したがって、県も両事業をあわせて実施することが可能であり同一市町村を指定するということになった。そして、中核事業を「パイロット事業との有機的な関係のもとに導入し、推進しよう」（『優良林業地育成パイロット事業・基本計画（備北地域）』P. 1）としているのである。このように、2つの事業が同一地区にいわば重なったような形になっており、しかも内容が類似してい

図1-1 中核事業及びパイロット事業にかかわる各組織体関係図

〔備北林業振興協議会〕



注：青年の山グループで施業組合となっているのは、西城町小鳥原地区のみ。
()内名称はパイロット事業

るので混乱しやすい。この点を整理し、各組織体間の関係を示したものが、図1-1である。これは、中核事業とパイロット事業にかかわる組織体の関係図であるが、備北林業振興協議会のみは、組織系統としては必ずしも図の通りでない。しかし、その果す役割は、後述するように地域林業の形成・発展に資することにあり、中核事業やパイロット事業の施業団地のみでなく、森林・林業・林産業にかかわるあらゆる階層、分野の個人・団体をも含む組織として想定されている。そういう意味を表わすために、各段階の組織体の最上位に位置づけたのである。

(1) 森林施業組合 (造林事業実施組合)

1) 形成過程とその背景

森林施業組合 (以下「施業組合」と呼ぶ) は、中核事業の総合施業団地を構成する協業体であり、複数の林家によって構成されている。西城町内においては、1980年4月現在で39組合が組織されている。各協業体の組織年月日、関係団地名、組織範囲、組織人員を示

したものが、表1-1である。表からわかるように小鳥原団地には、5組の青年の山グループ (それぞれが林研グループでもある) が参加している。また、西城町には事例がないのであるが、東城町、比和町には生産森林組合も加わっている例もある。協業体の組織範囲は、1~4の集落にわたっているが、最も多いのは1集落の範囲のものであり (17組合)、2集落範囲のもの (13組合) を加えれば、77%が含まれる。このことは、林地所有の形成が、入会→共有→個人という経過をとるものが多い当地域の場合施業組合の性格を地域密着性の強いものにしてている。組織人員は、最小4人から最大128人まで大小さまざまであるが、単純に平均すれば約27人となる。

さて、これら施業組合の形成過程とその背景については、西城町において性格の異なるいくつかの協業体から聴取調査を行ったので、それに基づいて述べよう。

イ. 馬酔森林施業組合

馬酔森林施業組合は、馬酔集落10戸のう

表1-1 西城町内森林施業組合の状況

協業体名	組織年月	関係団地名	組織範囲(集落名)	組織人員	代表者名
小鳥原緑森林施業組合	52. 3. 1	小鳥原	坂根, 天樋, 保賀谷, 仲仙道	24	中島誠一
天樋林業青年グループ	〃	〃	保賀谷	5	中島昇
小鳥原林業青年グループ	〃	〃	坂根	5	板倉明博
坂根女子林業グループ	〃	〃	〃	10	中島ツユ子
寿女子林業グループ	〃	〃	〃	4	中島スミエ
加谷女子林業グループ	〃	〃	〃	5	宮脇サカエ
馬酔森林施業組合	52. 6. 1	大屋	馬酔	7	福留茂富
黒谷下	〃	〃	黒谷下	7	谷繁徳美
平子東	53. 4. 1	平子東	奥名	40	岡田博之
熊野1	53. 3. 9	熊野1	田鋤	25	恵木弘幸
熊野2	53. 4. 1	〃2	長者原, 田鋤, 別所	28	松本安一
熊野3	〃	〃3	〃	25	松上義正
熊野4	〃	〃4	〃	18	下野寛
中野1	53. 5. 1	中野1	兼利, 宮ノ段, 有田	128	池田美啓
中野2	〃	〃2	〃	41	間瀬場数雄
八鳥1	〃	八鳥1	内京, 隠地, 小原谷	80	山本哲夫
八鳥3	〃	〃3	〃	27	矢吹伊幸
高尾	〃	高尾	高尾, 植木	36	高田満資
大屋4	〃	大屋4	本谷, 寺谷	23	国上政登
熊野7	54. 4. 1	熊野7	尺田	28	石川宗義
熊野森林施業組合	〃	〃8	尺田, 長者原	19	岡田代次
熊野9	〃	〃9	〃	21	松本精
油木1	〃	油木1	上組	16	柰宣泰人
油木2	〃	〃2	中組, 上組	16	片倉時広
油木3	〃	〃3	〃	14	藤網清
油木4	〃	〃4	〃	2	伊折茂
油木6	〃	〃6	一ノ原	23	小笠原卓三
平子西	〃	平子西	上井原, 中平子	62	岡田薫
平子1	〃	〃1	馬場瀬	10	下宮悟
平子2	〃	〃2	竹原, 上井原	28	木村正和
平子3	〃	〃3	丑之河	22	明賀賢三
大屋2	〃	大屋2	本谷, 坊地峠	19	国上政登
大屋1	55. 4. 10	〃1	入江, 大屋	53	山下宏
大屋6	〃	〃6	大屋	35	田平訓三
大佐1	〃	大佐1	大佐	40	峠本光弘
大佐2	〃	〃2	〃	23	松田幹男
落合3	〃	落合3	八鳥, 小鳥原, 落合	28	橋本義則
小鳥原1	〃	小鳥原1	小鳥原, 国司	18	母谷柁期
栗1	〃	栗1	栗, 入江	82	高瀬義孝
39組合				1,047	

資料：庄原農林事務所

表 1-2 馬酔森林施業組合員の経営状況

林家名	経営面積		家族構成 ()内子供 数	所得割合 農業・農外・山林の順	畜産	備考
	耕地	山林				
A ₁	1.3ha	10.0ha	5(2)	5 : 5 : 0	—	組合長 会 計
A ₂	1.0	12.0	4	3 : 7 : 0	—	
A ₃	0.9	8.0	4	5 : 4 : 1	牛 2	
A ₄	0.8	6.0	6(3)	5 : 5 : 0	〃 4	
A ₅	0.9	8.0	3	5 : 5 : 0	〃 3	
A ₆	0.7	9.0	5(2)	0 : 10 : 0	—	
A ₇	0.9	12.0	1	10 : 0 : 0	牛 2	
A ₈	0.2	0.3	2	0 : 10 : 0	—	
A ₉	0.3	0.6	4(2)	1 : 9 : 0	—	
平均	0.78	7.3	3.8(1.0)		牛1.2	

資料：西城町森林組合

注：A₁, A₉林家は他に 2 人共有 7ha, 3 人共有 10ha がある。

ち所有山林を持たない 1 戸のみが不参加という状態で、文字通り集落ぐるみで構成された施業組合である。組合員の経営状況は、表 1-2 に示した。

施業組合結成の背景となったのは、組合の中核的位置を占める所有山林面積の大きい組合員達 (A₁~A₇) が、以前から共同で間伐や下刈作業を行っていたことである。馬酔集落で本格的な拡大造林が始まったのは、1957年の共有山林 (145ha) を対象とする官行造林を契機としている。それ以前にも造林が皆無ではなかったが、焼畑による拡大造林や再造林のみでごく小面積のもののみであった。地拵方法を知らず、火入れして林地をキレイにしないと造林は出来ないと思いこんでいたのである。官行造林に出したのは、薪炭生産が不利化したためであるが、馬酔集落の 7 戸と周辺集落 6 戸、計 13 戸の共有権者が造林者も兼ねる二者契約であった。したがって官行造林地にかか

わる作業は、すべて 13 戸共同で行い、共同作業に出られない者は、代りの者を頼むことによって人歩の格差が出ないようにしてきた。13 戸共有林は、総計 250ha ほどあり、その後も 1967 年に公団造林として 26ha を分収に出し、造林を担当するなどして、共同作業を継続してきたのである。そして同時に、官行造林を契機として盛んになった造林熱は、個人有林をも進展させ、平均すれば 7 割近い人工林率に達しているのである。官行造林に土地提供して以来、仕事量がまとまり二者契約であり出役に日当が出るため (公団造林も同様)、共有権者は農業と兼業 (山仕事) に全面的に取り組むことが出来た。官行、公団造林以外の私有林の山仕事も余裕がある時は請負ったが、この場合は、個人的グループ単位で作業を行ってきた。こうした積み重ねがあったため、共有権者達の山に対する関心が高く、共同作業そのものに対する抵抗はな

かった。

さて、1975年備北地域5町が中核事業対象地としての指定を受けて以来、町から馬酔集落へ施業組合結成に対する勧奨と指導があった。まず最初に町役場から区長（馬酔集落の世話役）に話しがあり、区長は、山林所有世帯全戸（9戸）にその旨回覧板を回した。この時は、詳しい説明はなく、とに角指定された場に全員が集めた。事前にパンフレット等の配布はなく、この地域では最も初期（1976年）の働きかけであったため事前の情報は全くなかった。したがって、召集された全員が集まったその場で初めて事業の内容を聞いたのである。最初説明を聞いた時の感じは、管理作業にまで補助が出るのが奇異な印象であったこと。他の補助よりはるかに有利であるため、森林が成長した後税金で取られてしまうのではないかと不安であったという。また、協業体作りについては、手続きが複雑であり作業を集団でしかも計画通り正確にやらねばならないという気持ちが強かったのでもくゆくかどうか心配だった。しかし、共同作業は従来から行っていたし、共有山林と個人有林の差はあっても今までのやり方とほとんど変わらないこと、若干しぼられる点はあるが、これは逆に計画通り実行する強制になるというプラス面もあること、互いにハッパをかけ合うので良い結果が出る可能性が高いこと、しかも補助金は多いというメリットがあること、これらを総合判断して受けることにした。しかし、個人有林の共同作業は、話し合いの過程で話題には上ったが、農林業専業者ばかりでなく、それぞれの置かれた状況が違うのでやりにくいという理由で、結局個人有林について

は、話し合いのみ共同で行い、実施は個人（個人で出来ない場合は人に頼む）ということになった。こうした結果になった原因には、上述の理由の他に、以前から自分の山は、ほとんど自分ですべて作業を実施してきたこと、自分で大きく育て結果を確かめ納得したいという所有者の気持ちが強かったことも上げられる。

こうして、馬酔集落内山村所有者7戸（ $A_1 \sim A_7$ 、 A_8 、 A_9 は後に参加）によって施業組合を結成することは決定したのであるが、更に具体化する過程で団地共同森林施業計画を樹立する基本になる森林の現況把握が必要となった。この点については、森林簿と土地台帳を参考にしつつ、最初の年は月に2～3回もの会合をもち、その場で話し合いながらすべて個人が自分で行った。この苦労が当初2年続いたが、それも1978年に団共計画の修正（結果としては番地違い等の小修正のみであった）で終わった。

事業実施状況については、農閑期利用の作業実施であり、積雪が予想以上に多い年があった事等から労働力がうまく回らず、必ずしも計画通りにいっていない。現在までの事業実施状況をみると、植栽については、80年度以外は100%実施、下刈も100%、除伐は80%程度、枝打・間伐は70%程度の実行率である。

ロ. 熊野第3森林施業組合

本組合は、馬酔の場合に比べ組織人員が多く、数集落に及んでいる。すなわち、同大字に所属し隣接する3集落から22名（16名、15名、9名）と当該地区内に山林を所有するその他の集落から、2名計24名で構成されている。中心3集落の総戸数は40戸、

そのうち山林所有戸数は37戸であるから、同一集落に住む山林所有者でありながら参加していないものが15戸ということになる。組合員の経営状況は、表1-3に示した。この組合の特徴は、24名中5名が林研グループ参加者であり、彼らが組合の中枢部を占めていることである。彼らは、全員田働林業青年グループに所属し、このうち3名は、県立農業短大あるいは農業高校の林業関係コースを卒業している（2人は、県立林業試験場にいたことがあり、地元と県のパイプ役的存在であった）。

施業組合結成の背景となったのは、1つは林研グループの中心的存在であり、地域にも組織作りを働きかけてきたM氏（農業短大卒業後1年間林業試験場勤務）がいたことである。氏は、1960年代半ばからの活動の過程で多くの地元山林所有者達との接触があった。更に、組合員が最も多く所属する田働集落の共有山（実測300ha）を中核事業が始まる3年前に公団造林に出していたが、その際3000mの作業道をつけることになり、その話し合いの過程で権利者のつながりが出来ていたので、中核事業の話を持ってM氏等が全戸回れる条件が出来ていたことである。

本組合の形成過程は、話が出てから計画書が作成されるまで60日余りというハイペースであった。その経過をみると、まず、町からM氏に施業組合結成への働きかけがあった。ただちにやってみようということになり、まず、熊野第1、第2、第3各施業組合に所属させるべき予定林地の線引きを行い、第2と第3予定地区の山林所有者の説得からすすめていった。M氏に話が持ち込まれたのは、1978年の初めであり、既

にいくつかの施業組合が結成されていた時点であった。したがって農林事務所等から一定の情報は得ていた。熊野第3の場合、馬酔のように区長にまず話が持っていられるのではなく、M氏が選ばれた理由は、当時森林組合の理事であったこと、林研グループのリーダーであったこと、地元と県のパイプ役であったこと等から白羽の矢がたてられたのであろう。組織体作りは馬酔の場合のように既成の組織がないため、M氏を含む既述の田働林研グループの中心メンバー3名で手分けして、名簿作成から始まり、1戸ずつ判をもらって歩いた上、入会金の集金まで行った。説明会を結成式と合せて行う等大急ぎでかなり無理して勧誘した面はあるが、結局、対象地域内に土地を所有する者全員から同意を得て参加してもらった。団地共同森林施業計画の計画書作成については、M氏が1人で、1日3～4軒のペースで半月足らずの日数をかけて3集落全戸を一通り回って作成した。こうして極めて短期間で3集落にかかわる施業組合、熊野第1～第3の3つの組合が結成されたのである。これほど短期に結成しえた最大の理由は、M氏という地元の山に精通し、かつ人望もあるリーダーの存在にある。すなわち計画書作成が手早く行われたのは、M氏が当該地区内の山林の現況を良く知っていたことから、森林簿と所有者自身の話に基づいて簡単に作成出来たからである。また、所有者の拒否反応が全くなかったのは、日頃常に接触していたことと、M氏の人望、地元の者が回ったという点によるところが大きいと思われる。組合結成1年後に、面積、番地等の現況の違いを修正、計画変更している。

表1-3 熊野第3施業組合の経営状況

林家	経営面積		家族構成	所得割合	畜産
	耕地	山林		農業・農外・山林の順	
B ₁	0.80ha	22ha	7(2)	4 : 5 : 1	牛 3
B ₂	0.40	6	3	2 : 8 : 0	
B ₃	1.10	38	7(3)	6 : 4 : 0	牛 2
B ₄		13	3	0 : 10 : 0	
B ₅	0.50	2	2	1 : 9 : 0	
B ₆	0.80	65	4	2 : 8 : 0	
B ₇	0.40	103	2	0 : 8 : 2	
B ₈		142	3	0 : 9 : 1	
B ₉	0.40	1	5(2)	2 : 8 : 0	
B ₁₀	0.80	2	2	9 : 1 : 0	
B ₁₁	0.70	23	7(3)	2 : 8 : 0	
B ₁₂	0.60	35	5(2)	2 : 8 : 0	
B ₁₃	0.30	2	5(1)	1 : 9 : 0	
B ₁₄	0.40	2	3	1 : 9 : 0	
B ₁₅	0.80	13	4(1)	2 : 8 : 0	牛 1
B ₁₆	0.80	10	3	3 : 7 : 0	牛 1
B ₁₇	0.70	3	4	6 : 4 : 0	牛 5
B ₁₈	0.61	67	7(3)	4 : 0 : 6	牛 1
B ₁₉	0.30	20	2	10 : 0 : 0	プロイラー15,000
B ₂₀	0.80	13	5	3 : 7 : 0	牛 2
B ₂₁	0.70	9	6(2)	2 : 8 : 0	牛 2
B ₂₂	0.70	13	5(2)	2 : 8 : 0	
B ₂₃	0.50	12	2	0 : 10 : 0	
B ₂₄	0.50	23	7(3)	1 : 9 : 0	牛 1
平均	0.57	266	4.3(1.0)		牛0.75

資料：西城町森林組合

ハ. 天樋林業青年グループ

この組合は、上記2例の施業組合とは異なり、青年の山グループがそのまま中核事業の施業組合に移行したものである。したがってその組織の形成は、60年代末まで遡

らなければならない。

天樋には、400haに及ぶ県有林(天樋事業区)があるが、その地元労務組織の代表者がN氏であった。氏は、県有林作業を進める中で地区の後継者達が、年間250日にも及

ぶ造林作業に従事しているながら造林地を所有していないことを憂い、将来の財産作りと労務班員のいっそうの結束を固めるため、造林地を持たせたいと考えていた。ちょうどその頃、青年の山事業が始まり、N氏の努力もあり労務班の中から青年の山グループが次々と誕生していった。天樋青年の山グループはその先がけであり、個人有林を6.74ha町議のあっせんにより対象地とすることが出来たのである。天樋青年の山グループは、1968年に5名で結成されたのであるが、1年後には、この5名で林研グループを作っている。なお、この天樋グループは、男子のみ5名で組織されており、同一労務班のメンバーであったことのみならず、オジ、オイ等親せき関係に当る者が中心になっており、非常に結束が固い。天樋グループは、メンバーの中から県・郡及び町の各林業研究グループ連絡協議会の役員等要職を勤める者が出るなど幅広い活動を続けている。また、同様の性格を持つ小鳥原地区青年の山5グループは、年2回グループ員全員が集まり、懇親と育林技術研究を行っている。中核事業の施業組合となった小鳥原総合施業団地の5グループは、この青年の山グループである。天樋林業青年グループの組合員の農林業経営状況は、表1-4に示した通りである。

2) 組織機構と運営・活動状況

形成過程やその背景について、上述のように各組合によって大きな差があったが、組織機構や運営活動状況にはそれほどの違いはない。とりわけ組織機構についてはほぼ同じと行ってよい。したがって、組織機構については前項でみたように個々の施業組合別に述べることはしない。運営活動状況については、

それぞれ簡単に触れる程度にしたい。

さて、組織機構であるが、規約作成が義務づけられており、各組合とも同じ模範例によっているため、字句の差程度の違いしかないものと思われる。施業組合の組織は、組合長と会計各1名、委員若干名、監事2名の役員と一般組合員によって構成されている。各構成員は、事業区域内の森林について団地共同森林施業計画を樹立した森林所有者である。運営は、組合長が代表してあたり、委員はこの運営について組合長を補佐することになっている。また組合の事務・会計面については会計が行い、監事は、組合の会計及び業務執行状況を監査し、その結果を総会に報告することになっている。しかし、少人数のグループの場合は、組合長と会計で運営を行ったり、全組合員で話し合っただけのような場合が多いようである。組合の予算・決算、森林施業に関する計画及び実施、規約の変更等の重要事項は、年1回の総会（構成員の過半数の出席で成立）で決定される。

次に、組合の運営活動状況であるが、馬酔施業組合の場合、運営費は、当初会費として組合員から各戸500円ずつ徴収したが、現在は、やめ補助金のみで運営している。補助金の2%（80年度の場合3万円程度）をプールし運営にあてている。それは組合長、会計の役員手当（経常費——出納簿の購入程度であるが——は役員負担）および総会費に充当される。活動状況については、活動内容に2面あり1つは森林施業の実施に関することであり、他の1つは林業経営の改善に関することである。前者については、馬酔の場合、既にみたように、除・間伐、枝打ちが計画の70～80%程度の実行率でやや低いが、植栽・下刈は100%計画通り行われている。いま、中心的

表1-4 天樋林業青年グループ員の経営状況

林家	経営面積		家族構成	所得割合	畜産
	耕地	山林		農業・農外・山林の順	
C ₁	0.90ha	10.00ha	5	30 - 70 - 0	-
C ₂	1.00	5.00	3	50 - 50 - 0	-
C ₃	1.50	18.00	6	40 - 60 - 0	-
C ₄	1.30	5.00	4	70 - 30 - 0	-
C ₅	1.00	20.00	9	30 - 70 - 0	-
平均	1.14	11.6	5.4		-

資料：西城町森林組合

組合員各々の年間作業延日数、作業従事者数、作業内容についてみると、表1-5のようである。各戸とも自営優先で行っているとはいえ、かなりの作業日数に上っていることがわかる。次に後者についてであるが、会合を総会を含めて年3回もっている。このうち1回は、枝打ち現地研修や優良材生産・枝打・間伐に関する農林事務所職員の話聞く会等に行っている。講習会の出席が悪かったことはあるが、他は出席率100%であり、会合後の雑談は、技術や経営に関する情報交換の場ともなる。しかし、他人の山の批評や助言し合うところまでにはいまだ至っていない。これは、組合員の中に林研グループのメンバーや篤林家がないためであろうと思われる。他の協業体との交流活動は、町内10集落毎の小ブ

ロックを単位とする懇親会や西城町中核林業振興施業団地連絡協議会（後述）に参加することで行っている。

熊野第3の場合は、運営費は馬酢と同様に補助金の2%をあて、役員報酬や森組への計画変更届出手数料に使用している。役員報酬は全体で2万~2万5千円（実費補償は別）である。活動状況については、施業実行率が、新植80%、下刈100%、除・間伐100%以上となっている。新植がやや低いが、これは、①最初からその気でない人を無理に誘ったこと、②M氏が何とかしてくれるだろうという甘えがあること、③家族内での計画者（年寄り）と実行者（若者）が違うこと等が原因であろうと思われる。この場合は、組合員が共同で作業することなく、作業を各組合員にまかせ

表1-5 施業実施状況（馬酢森林施業組合）

林家名	作業延日数	作業従事者数		作業内容				
		男	女	植栽	下刈	除伐	間伐	枝打ち
A ₁	70	1			○	○	○	○
A ₂	120	2	2		○	○		○
A ₄	40	2	2		○		○	○
A ₅	30	1		○(改植)	○		○	○

資料：聴取調査結果による。

ている。したがって計画変更があったり非常にルーズな形で進められている。それにもかかわらず実行率が比較的高いのは、熊野第3構成林家が不安定やとわれ兼業従事者を抱えていることから不景気により林家内の労働力に余裕があり就労機会を求めていたことによる。会合については、熊野第3の24名の会合以外に昨年は、熊野全体(第1～4, 7～9)の会合を開いた。これは、熊野の中核事業について話し合うという目的の会合であったが、参加予定者15人くらいの予想が、50人を越える参加者があった。各組合の報告や情報交換、その他の話題が出て非常に盛大な会となった。

天樋グループの場合は、補助金をすべて出役に応じて分配している。そのため当初は、1人1,000円の会費を徴収していた。現在は、徴収していないので役員報酬はないものと思われる。懇親会費や出張費等すべて自己負担である。活動は主として林研グループとして行っている。内容は、学習会、技術研修、視察、レクレーション、各行事への参加等であり、'71年の結成当初は80%程度出席したが、現在は30%程度に減少している。中核事業が出發してからは、林研より中核事業の集會が多く、自然そちらに多く参加するようになっている。中核事業の会合では、林研グループメンバーの技術的発言が多く、枝打ち等の指導も行うことがある。

3) 地域林業に果している役割と限界

森林施業組合の地域林業に果している役割については、数多く上げられる。役割にはマイナスの役割も考えられるが、施業組合の現状をみる限り、すべてプラスの役割を果しているといつてよい。以下、施業組合の果している役割を箇条書的に上げておこう。

ア. 組合が出来てからは、一定の地区にかか

わる全員が集まり話し合う機会がふえた(最低年1回)ので、何となく皆でやろうという空気が出てきている。

イ. 一定のグループとして活動している間に当初はリーダーがなかったものが、リーダー的存在が生まれてきている。これは、高い補助率というメリットから無理に作り上げたという組織であっても、必ず事業を実行しなければならない組織であれば、開店休業は許されないため何とか組織活動を続けているうちにリーダーが育ってくる可能性が高いことを示している。ましてや意識的にリーダー作りをしているのであるから確率は高いといえる。

ウ. 組合を結成し、他組合との交流を行ううちに自然に情報を得ることが出来、組合員の林業経営の充実に役立っている。

エ. 組合構成員で話し合った上で各自の計画を立てるのであるから、協同作業ではないとしても作業結果に対する他人の目を意識するようになる(作業結果が良くなる)等、一定の義務(しほり)があることが良い方に働いている。

オ. ともかくも結果として山は良くなったし、協同でやっているという意識から働きがいを感じるようになってきているという。また、年数回の会合の内容が充実してきていることも確かである。

カ. 数多くの組合が活動しているため、周辺組合の活発な活動の影響を受けて、リーダーがなかった組合の中からも、やる気を出しリーダー的存在になる人が出てきている例がある。

キ. 今までの林研グループ、青年の山グループ、林業経営懇話会等とは異った原理による組織体であり、接触の少なかった各層、

各レベルの構成員間の交流を実現させている。

ク. 以上すべてをひっくるめていえば、必ずしも下からの盛り上がりの結果結成された組織とはいえないが、集落等を基礎にした協業事業の実行を媒介にして最も基礎的な地域林業作りの核が育ちつつあることが明瞭に感じられる。

次に、その限界についてあげると、

ア. 組合員の中に林研グループ員や篤林家のような、一定の知識や技術を持った人がいない場合、せつかくの年数回の集会も型通りの儀式と雑談会に終りかねないこと。

イ. 現在、一定の活況を呈しているように見えるが、高率の補助金が得られるために事業が展開している側面を否定出来ない。カサ上げをなくしても自己運動を続けられるまでになるには、5か年という事業期間は、林業の場合やや短いのではないか。

4) 現状の問題点と今後の方向

問題として上げられるのは、1つは限界のところと述べたものと同じ内容である。すなわち、中核事業は、5年間で終わってしまう。事業終了後も盛り上がった熱意が継続し、5年間の成果が近い将来実を結べば良いのであるが高率補助があつてはじめて事業が継続している場合が多いように見られる。そのことが継続して欲しい、対象範囲を拡げて欲しいという強い要望ともなって表われている。2番目にあげたいのは、施業組合という協業体が、共同作業をする例が案外少ないことである。話し合、計画樹立までは共同であるが、施業実行は個々の林家が自家労働によって個別に行っている場合がほとんどである。共同作業を防げている問題としては、馬酢組合の形成過程のところと述べた原因以外

には共同作業の際のケガや事故の補償をどうするかという問題が上げられる。最後に上げておきたい点は、林研グループ員やリーダーとして活躍している人は別であるが、多くの若い後継者は働きに出てしまって、林業に対する関心が低いことである。

以上の問題点をふまえて今後の方向を考えると、まず第1に中核事業のアフターケアを3年ないし5年間行うことによってようやく実りつつある成果を確実にすることが出来ると思われること。第2に他方で林家の所有山林が早く再生産軌道にのるように、間伐材等を有利に販売しうる条件を作り出すことである。それによって、一定の収益が得られだすと高率補助によらなくても保育作業などへの熱意が変ってくるであろう。その具体策は、いくつかあろうが、1つは林道・作業道網の整備であり、2つは需要の地元での開拓、3つは材の集積・販売機構の強化である。第3に、施業組合員が全面協業の方が明らかに有利だと判断しうるような、具体例を伴った情報提供及び、それを推進する政策手段をとることである。

(2) 中核林業振興施業団地連絡協議会

中核林業振興施業団地連絡協議会(以下「連絡協議会」と呼ぶ)は、総合施業団地間の連絡協議会という内容を示すような名称となっている。しかし、総合施業団地レベルでの組織体はない。したがって、総合施業団地を構成する各施業組合が、直接連絡協議会の構成メンバーとなっているのである。もっとも、西城町内の施業組合とその所属する総合施業団地の関係をみると、ほとんどが1団地1施業組合となっている。これでは、総合団地レベルでの組織体を別途に作るの意味はほとんどないといえる。

さて、ここでは西城町連絡協議会をとりあげてみていこう。

1) 形成過程と組織・運営・活動状況

西城町連絡協議会は、中核事業開始後約3年を経過した1979年7月27日に第1回連絡協議会を開いている。この時の会議で連絡協議会規約が採択され、同時に会長以下役員の選出を行っている。

連絡協議会の組織は、西城町内の総合施業団地構成員(=各施業組合)によっており、1980年5月1日現在、42の組合が構成員となっている。構成員の一覧は、表1-6に示した。連絡協議会の役員は、会長1名、副会長2名、理事6名(各旧村毎に2名ずつ割当て)及び監事2名という構成となっている。運営活動状況は、連絡協議会の目的に沿って、その目的達成のため各種の業務を行っている。いま、1980(S.55)年度を例にとって連絡協議会の事業実施状況と組合員の各事業への参加状況についてみてみよう。表1-7は、連絡協議会の収支決算書である。表より、連絡協議会の活動予算は、全額助成金に負っていることがわかる。また、その活動内容は、先進地視察と枝打・間伐講習が中心であり、支出金額の85%を占める。これに次ぐのが、枝打バサミ、カメラのレンズ等の備品購入による器材整備事業である。これには総支出の9.5%があげられている。他は、団地相互の連絡協調等を目的とした会議開催に係わる事業である。これら各事業活動のうち、最も力を入れている先進地視察と育林技術講習会についてやや詳細にみると、先進地視察については、和歌山県竜神村への林業視察と鳥取県智頭町への同様の視察の2回を行っている。前者は、大径材を中心とした育林技術と組織化による林業振興状況を視察するのが目的であり、後

者は、育林技術の取得とともにオーレンの栽培についても視察している。それぞれの参加者は、24名、15名であり、この人数は構成組合数42に比べれば、また1組合2名以上参加の可能性があることも考えれば、必ずしも多いとはいえない。しかし、この2回の視察は、同月に実施しており、補助予算の僅小なことから考えると、参加者が重なるという可能性は低い。こうしたことから、2回の視察参加者は、39名であり各組合から1名ずつの参加の場合ほぼ100%(92.9%)、2名ずつ参加の場合でも約半数の組合が参加したものと推定される。この状態は、事業計画時の1団地当たり2名、総勢70名程度という枠と比較すれば、参加人員数でみれば56%になり、まずまずの参加率だといえる。次に、育林技術講習会についてみると、枝打・間伐講習会を一度開催している。講師は、智頭町森林組合の職員であり、研修目的も、「優良材生産のための育林技術」と並んで「オウレン栽培の全般について」があげられている。この講習会の参加者は、51名であり、盛会であったことが推定される。また、これらの他に連絡協議会単独ではないが、西城町森林組合との共催で、10集落毎を単位とした小ブロック懇親会も開催している。

2) 地域林業に果している役割と限界

地域林業に果している役割については、まず第1に、施業組合を1町レベルで組織し、相互に影響を与え合いながら研修、研究、意見交換、視察などする場を作ったこと。この点はそれ以前には協業体間の交流の場がなかったので、技術の普及・向上に、経営の改善を進める等の点で大きな意味をもったと思われる。第2に、各構成組合が、現在事業実施しているが、共通の問題をふまえながら町内42組合の代表達が一堂に会し話し合う場を

表1-6 連絡協議会構成組合一覧

番号	組織名	組合数	認定期間	備考	番号	組織名	組合数	認定期間	備考
1	小島原緑	29	51. 8. 1 ~56. 7. 31	(バ)	22	油木	11	54. 4. 1 ~59. 3. 31	
2	坂根女子 林業グループ	10	〃	〃	23	〃	24	〃	
3	寿女子 林業グループ	3	〃	〃	24	〃	32	〃	
4	加谷女子 林業グループ	5	〃	〃	25	油木	4	54. 4. 1 ~59. 3. 31	
5	小島原林業 青年グループ	5	〃	〃	26		6	53. 12. 1 ~58. 11. 30	川 奥 共有
6	天樋林業 青年グループ	5	〃	〃	27	平子西	61	54. 4. 1 ~59. 3. 31	(バ)
7	馬 酢	7	52. 4. 1 ~57. 3. 31	〃	28	〃	10	〃	
8	黒谷下	7	〃	〃	29	〃	17	〃	
9	平子東	32	53. 1. 1 ~57. 12. 31	〃	30	〃	3	〃	
10	中野	1	53. 4. 1 ~58. 3. 31		31	大屋	2	〃	
11	〃	2	〃		32	衣木	10	54. 6. 1 ~59. 5. 31	(バ)
12	熊野	2	〃		33	土深	5	〃	(バ)
13	〃	3	〃		34	大佐	1	55. 4. 1 ~60. 3. 31	
14	〃	4	〃		35	〃	2	〃	
15	高尾	36	〃	(バ)	36	大屋	1	〃	
16	八鳥	3	〃		37	〃	6	〃	
17	大屋	4	〃		38	小島原	1	〃	
18	八鳥	1	53. 8. 1 ~58. 7. 31		39	落合	3	〃	
19	熊野	7	54. 4. 1 ~59. 3. 31		40	大屋	8	55. 5. 1 ~60. 4. 30	
20	〃	8	〃		41	栗	1	〃	
21	〃	9	〃		42	大富	13	〃	

資料：西城町中核林業振興施業団地連絡協議会規約添付資料

作ったことは、地域の林業振興意識を盛り上げるのに役立ったと思われる。第3に最近末端の林家から林業関係の各団体（森組等）への要求が強くなってきているといわれるが、

その一部は、連絡協議会の会議の場でも出されている。連絡協議会に直接的にかかわる要求でないにもかかわらず出されるということは、森林組合の総会などと比べて意見が出しやす

表1-7 連絡協議会収支決算書(1980年度)

(円)

収 入			支 出		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
助 成 金	1,064,100		視察・研修 会 議 費	906,420 24,500	先進地視察 枝打・間伐講習 総会林政推進調査 枝打ハサミ カメラのレンズ等
			備品購入費	100,600	
			通 信 費	5,580	
			印 刷 費	27,000	事業計画費
計	1,064,100		計	1,064,100	

資料：西城町中核団地連絡協議会

い雰囲気があるからではないかと思われる。気軽に意見が述べられる場を作るということは、議論を活発にし、ひいては地域林業作りには大きな役割を果たすこととなる。

限界については、業務内容が森林組合と重複している部分が多く、森林組合の指導事業との役割分担が不明確であること。しかも、指導内容で森林組合に太刀打ちしようとしても連絡協議会は経済事業を行っているわけではなく、わずかな助成金に頼っているにすぎないので、森林組合の指導事業を上回る内容とするのは困難であること。また、事業費を助成金に頼っているが、単年度の単県事業予算によるものであり、次年度以降の予算の継続性が補償されていないため協議会自体の存続が危うくなる可能性が常にあるという点である。こうした限界の克服は、各構成組合が、会費を一定額（少なくとも現在程度の事業を自己負担のみで行うだけの額——年間3万円程度——）負担しても協議会を盛り立てようとするだけの動きが出た時始めて可能となる。

3) 現状の問題点と今後の方向

まず問題点であるが、これは前述の「限界」と重複する部分が多い。すなわち、第1の問題は、森林組合との役割分担が明確化されな

いまま事業が行われていることである。多くの組織が重層的に活動することは地域林業を活性化させるために必要なことである。しかし、それぞれの役割、意味づけが不明確なままではかえって混乱を招くことになる。第2の問題は、単県の単年度事業による助成金に頼って事業運営が行われているため、組織の継続性が保証されていないことである。第3の問題は、中核事業の期間が5年間という短期に限られた期間であること。しかも各組合毎にその期間の年度がズレているため組織の安定維持が困難であることである。

今後の方向としては、森組との役割分担を明確にし、両者の活動が相乗作用を惹起するようにすべきであろう。その1つの方法としては、森組と共催で行っている小ブロック懇親会の充実等があげられる。また、組織を安定させるためには、各構成組合に自腹を切っても事業活動費を負担させうるだけの内容ある事業を行うこと。中核事業にこだわらず、施業実行組合組織体としての継続的活動を目指すべきこと等であろう。

(3) 備北林業振興協議会

1) 形成過程とその背景

備北林業振興協議会（以下「振興協議会」と呼ぶ）は「備北地域に優良林業地を育成す

ることによって、この地域の林業の発展を図るために必要な方策について調査研究し、かつ、これを推進することを目的(規約第1条)として結成されたものである。

備北地域は、7万haにも及ぶ広大な森林に恵まれている。しかし、その内容をみれば、人工林化はかなり進んでいるものの、戦後造林地が中心で伐期まで少なくとも20年近くの間がある。伐期までやや時間を要するとはいえ、広大な人工林の連なりがあり、人工林率は県平均をはるかに上回り40数%にもなっている。このように、戦後積極的な人工造林が進められたため、備北地域の林木蓄積は大となり、育林産地となる条件を整えつつあったのであり、産地形成への成熟度も他の地域を上回っていたのである。しかし、振興協議会が結成される以前の70年代初めには、備北地域の路網基盤、優良材生産面の保育や木材産地化をめざすための組織的、集团的対応はほとんどなく、これらに対処する必要があった。特に枝打ち、間伐などの保育作業を集团的、地域ぐるみで行う必要があった。また、優良材生産のための育林技術体系についても森林所有者や作業班員などのレベルまで地域技術として定着させる必要があった。

一方、備北地域は、古くから農林業を主軸に生産が行われており、木炭衰退後は、地域経済に占める林業の位置が低下していた。これを打破するには、優良林業地を育成することによって、農林業を中心とする地域経済の安定を計る以外にないと考えられていた。

ちょうどその頃、県南の太田川地域は、優良林業地育成パイロット事業の対象地とされ、1975年度から事業実施に入っていた。県北でパイロット事業の条件(林業的、社会的)を満たしている市町村は、備北地域のみであっ

た。こうして、パイロット事業の条件を満たす地域として、神石町、総領町、東城町、比和町、西城町の5町が指定を受け、1977年度より事業実施の運びとなったのである(パイロット事業の対象町村は、中核事業の指定町村でもある)。

パイロット事業、中核事業の指定と相前後して、森林組合等の指導により、地域林業の振興のためには、個々の農林家による林業生産活動だけでなく、一定の広がりを持つ地域において林業関係者が連帯して組織的、集团的、総合的に林業活動を展開すること、即ち、地域林業の積極的な推進が必要であるという認識が、指導的立場にある人達の間で広まりつつあった。この結果、備北地域にも地域林業の総合的展開の核となる組織作りをしようとする声が高まり、関係5町の町長を発起人として、1976(S.51)年備北林業振興協議会が結成されたのである。

2) 組織機構と運営・活動状況

振興協議会の組織機構は、図1-2に示した通りである。基本的事項の決定には委員会が当り、目的に沿った事業推進母体となるのは、地域部会である。委員会と地域部会の間には部会長会議があり、これは、各地域部会間の連絡調整及び委員会の決定事項について適切な運営を図るため、必要な事項について協議する。最も重要な役割を果さねばならない地域部会を構成する部会委員は、次の者のうちから町長等の推せんにより会長が委嘱する。任期は3年である。㊦篤林家、㊧林業後継者、㊨森林組合役職員及び作業班員、㊩町林業担当課、㊪その他。委員会委員の中で林業関係団体長5名とあるが、現在、この5名は、製材所社長(山林所有・町会議員)、指導林家2名(元林産課長、山林所有者)、総合施

業団地関係2名(町議, 森林組合理事)であり, 素材業者及び林業労働者の代表は入っていない。

振興協議会の運営は, 委員15名の中から互選された会長(1名)と副会長(2名)によって行われ, 協議会の事務は, 会長が委嘱する事務局長及び書記が処理する。協議会の業務及び会計状況の監査は, 委員の互選により選ばれた監事2名によって行われる。協議会の事業計画, 収支予算, 決算等の承認, その他基本的事項についての審議は, 委員会において行う。こうして審議・決定された基本的事項の具体的推進は, 地域部会の部会委員によって行われる。

活動状況については, 各町での育林技術等の情報交換集会の費用, 育林技術研修参加費を主体とする地域部会活動費補助, 協議会自身による育林技術向上を目的とした講習会の

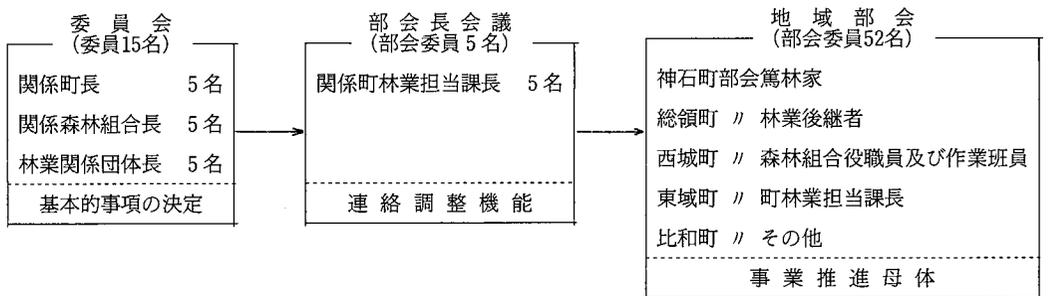
開催, 先進林業地の調査研究及び知識・技術の導入等が主たるものである。いま, 1979年度の事業報告により, 同年度の活動状況を示せば, 表1-8の通りである。これら各種の活動に要する経費は, 県の補助金, 町の負担金, その他の収入によっている。1980年度の場合県補助金は, 10万円, 各町負担金は計100万円, 雑収入・繰越金が7万円, 合計117万円余の予算となっている。

3) 地域林業に果たしている役割と限界

振興協議会の果たしている役割は, それが備北地域の地域林業振興の中核組織として明確に位置づけられている割には明らかでない。しかし, 会発足以来, 既に5年に近い活動を続けているのであり, 一定の成果は上げている。以下, 箇条書形式で述べてみよう。

ア. 地域林業形成には行政単位を超えた広域活動が要請されるが, 振興協議会は, 備北

図1-2 備北林業振興協議会組織



資料: 「優良林業地育成パイロット事業・基本計画(備北地域)」

レベルでの共通の課題について意見交換, 調査, 研究する場を作り出し, 共通の地域意識を醸成する役割を果している。
 イ. 各町毎の部会による集落を単位とした総合施業団地作り活動が盛んになってきてい

る。
 ウ. 振興協議会結成以後, 地域内にある林研グループや林業経営懇話会等の組織が結成されたり, 活動が活発化している。アンケート調査結果によっても, 地域としての林業

が活発に行われていると思う林家が、西城町を例にとれば、73%を占めているのである。

それでは、その限界はどういった点にあるのか、これも又、個条書で述べる。

ア. 基本的事項を決定する委員会が、町長5、森林組合長5、林業関係団体長5（製材所社長、指導林家2、総合施業団地関係2）計15名で構成されているが、下からの盛り上がりによって地域全体の活力を発揮するには、組織上の限界があると思われる。すなわち、このような組織形態では、各町の篤林家、林業後継者、森組作業班員の声がどれだけ反映されるか疑問である。

イ. 既にみたように、年間事業費は100万円をいく分上回る程度でしかない。この事業費

で5町にわたる備北地域全体に対し十分な役割を果たすには限界があるといわなければならない。

ウ. 各森組との活動内容の重複があるが、森組の活動の方がより浸透しているようである。それは、アンケート調査結果をみると、設立後既に調査時点で4年以上が経過しているにもかかわらず、振興協議会の存在そのものを知らない林家が半数を越える（西城町の場合54%）ことから推定出来る。

4) 現状の問題点と今後の方向

現状の問題点としては、次のような点があげられる。

ア. 総合的林業地づくりには、生産・加工・流通のすべての面にわたって目配りされて

表1-8 振興協議会活動状況

番号	月 日	内 容
(1)	6月14日	比和町地域部会の開催
(2)	7月11日	備北林業振興協議会第4回通常総会の開催
(3)	8月4日	東城町地域部会の開催
(4)	9月5日～7日	吉野の林業経営及び柱材の生産を中心とした育林技術の調査研究 (奈良県吉野郡川上村) (各町地域部会長)
(5)	9月20日	西城町地域部会の開催
(6)	11月7日～9日	間伐技能者養成講習会, 協賛 (東城, 比和町)
(7)	11月14日～16日	間伐技能者養成講習会, 協賛 (西城, 神石, 総領町)
(8)	2月26日	地域部会長会議の開催 (中核林業振興地域育成対策事業及び新規事業について)
(9)	3月25日	指導用印刷物の配布 (枝打・間伐技術-1,000部)

資料：振興協議会1979年度事業報告

いる必要があるが、振興協議会の現況は、生産のしかも育林生産に重点がかかりすぎているように思われる。

イ. 他組織との役割分担が不明確である。

ウ. アンケート調査結果から、林家の半数が振興協議会の存在を知らないことが明らかとなったのであるが、同じアンケートによると、地域林業の担い手として特に期待するものは何か、という問に対し、備北林業振興協議会と答えたものは、僅かである。すなわち西城町の場合、73林家のうち2戸のみであり、他は圧倒的に森林組合が多い。

エ. 労働力の域内流動化を計るなり、永続的確保を考えるならば、労務班員の意見を反映させるべく労務班組織の代表が協議会の委員に参加する必要があると思われるが、現状では参加していない。

オ. 組織面では、労務班組織に加えて、国有林、県有林関係者が含まれていない。これは、将来、素材生産が行われるようになれば、地域産材を一定量まとめる必要があることから問題があると思われる。

カ. 事業費が少ない。特に今後は、抽象的な地域連帯意識の醸成や林業経営改善意識の向上から、より具体的な地域林業発展に貢献することが期待されているのであり、大幅な増加が必要となる。

以上指摘した問題点に対する今後の方向として次のような点があげられる。

ア. 加工・流通関係者の意見が反映されるような組織・運営が今後ますます重要となるが、それが可能となるように振興協議会の組織・運営を変えていくことが必要であろう。

イ. 有効な活動がなしうるように、役割分担が不明確な他組織との関係を明確化する必

要がある。

ウ. イともかかわるのであるが、備北地域5か町にわたる問題を担う組織としては、振興協議会が最適である。しかも、将来の優良林業地育成のためには、振興協議会の活躍が不可欠である。今後は、一層の独自の活動の強化と振興協議会の存在意義自体の啓蒙・宣伝活動も必要があると思われる。

エ. 林業労働者の代表を参加させる方向で取り組む必要がある。

オ. 国有林、県有林関係者も組織に参加する必要がある。

2. 地域林業のオルガナイザー

(1) タイプとその背景

備北地域には、地域全体をまとめる強力なリーダーは存在しないように思われる。ただ、地域林業のオルガナイザーをタイプ分けにしてみると、一つは、知識的林家層(指導林家)といわれるべきものであり、二つは、林研グループ・協業体であり、三つは、森林組合であろう。

1) 知識的林家層(指導林家層)

ここでいうところの知識的林家層というのは、いわゆる従来の篤林家的指導者ではない。例えば、前述の第1章でみた熊野3施業組合の松上正組合長、および同組合会計の上本弘幸氏などがその代表である。松上氏は、県立短大を卒業して林業試験場に1年間勤務していた林業の専門家で37才。同じく上本氏も短大林業コースを卒業して家へ帰ったが、林業試験場へ2年間勤めたキャリアがあり、年令も30才台である。

さて、この熊野3施業組合というのは、西城町の小字の3つ(別所、田鋤、長者原)が

集まって結成したもので、戸数はそれぞれ、別所15戸、田鋤16戸、長者原9戸、合計40戸の集落で、このうち山林を所有しない者3戸、他地区の者で熊野3区内に山林を所有する者3戸がある。

この中から24名で結成したのが熊野3施業組合であるが、1戸当り平均所有林野は8.6ha(台帳面積)で、組合長の松上氏は18.3haで、地域内では三好氏47.2ha、竹内氏34.3ha、田原氏22.2haに次いで、4番目に規模が大きい。会計の上本氏は、所有林野6.8haで、地区内平均規模より小さい。また、彼らの林業経営内容がとりたてて進んだ経営を営んでいるわけでもなく、その意味では、従来いわれてきた篤林家タイプではない。

しかしながら、一般林家の人達に比べて、林業に関する高等教育を受け、県の林業関係機関・林業試験場に勤めていたというキャリアが重要な意味をもっているのである。県・農林事務所側としても、事業を現地へおろす際には「県と地元との仲介を……」という期待があったことも当然であろう。

1962年、地元へ帰った松上氏は、当然林業関係のグループは広島県にはなかったので、行政に対してものをいう組織を作ろうということで組織化に努力したが、出来てもすぐ壊れるという時期が続くのである。いうならば、この時代は「一匹狼」の時代といってもよい。

そして、1967年に「青年の山」がスタートして、はじめてグループの結びつきがかたくなったという。'67年までは、プロジェクト活動費を県が出して、組織化を呼びかけ、形だけのものではあったが、松上氏は上本、前本の3名でグループを造った。しかし、このグループは形だけのものではあったといつてよい。

1977年中核林業事業が打出され、共同保育

に対して枝打ちにも補助ができるということになり、日頃から、近所同志で親しい隣人2人を加えて5名の協業体を造った。この5名の協業グループを核にして、地域内全戸に集まってもらって、中核林業の説明をきき、同時に施業組合の結成をしたのである。こうして、松上、上本氏等は各戸を廻って印をもらい文書の作成を行ったのであるが、全部の林家を廻るのに12~13日位かかったという。結局、こうした世話を3人(松上、上本、前本)が約60日余りかかって完成したのである。松上氏らの努力は熊野3施業組合の結成という形で結ばれた訳であるが、同時に、田鋤地区に300ha位存在する共有林(100株の株式構成)を、公団と分収造林する話を'78年に松上氏らがまとめ上げ、その関係で地区の人達をよく知っていたという事情も大きく影響している。

以上のように、知識的林家層といわれるものは、国および県の林業施策実行の過程で、自らの林野を補助対策にのせながら、地域全般のまとめに大きな役割をもった、地区内の比較的若手層である点が特色である。

2) 林研グループ・協業体

これは前述の1)タイプと似ており、時としてダブっている場合が多い。しかし、一般的には、特に知識者層というわけではなく、むしろ、林業労務班として同じ班で働いているとか、青年の山のグループであるとか、施業組合のグループであるとか、といった何らかのグループ活動を通して、日常の林業活動を行っているタイプである。

このタイプは、協業体内部、あるいは班の仲間間ではまとまりをもってはいるが、外部に対して特別にオルガナイザーとして意識的活動を行う例はさほど多くはない。だが、彼

ら自らの内部結合の仕方が、具体的指針となり、他の未組織者に対して大きな影響を与えている点是否定できない。とりわけ、中核林業、あるいはパイロット事業などの施業実施の過程で彼らの実績を見て、後からついてくるグループが多かった点からも、その役割が大きいとあってよい。彼らの実行が刺激になり、組織化への契機となっている例は多い。こうした中から、前述したような知識的林家層が排出されるのである。

3) 森林組合

地域林業の担い手は誰か、というアンケートの質問に対して、森林組合と答えたものは、東城で69%、西城で74%にのぼっている。森林組合が指導事業や各種経済事業を実施し、樹苗のあっせん、補助金の手続き、受取りなど、林業に関する総ての窓口となっているというふうに理解している林家は多く、その限りで、地域林業のオルガナイザーとしての顔をもっとも明瞭に示している組織体であるといつてよいであろう。

ただ、その内実はどうであろうか。備北林業地域内で最も活発に事業を行っている組合の一つ西城町森林組合の場合をみてみよう。

1979年度の事業報告(第18回総会)によつて、主な事業内容をみると、まず執行体制では地域総林野面積20,811ha、正組合員1,422人、組合役職員14名(うち常勤理事1名、職員9名、常備4名)、払込出資金1,500万円('79年度末)である。林産事業は受託・買取りを合せて用材2,818m³、パルプ材1,671m³、合計4,489m³を取扱い、購買事業ではスギ・ヒノキ山行苗452千本を取扱っている。養苗事業ではスギ・ヒノキ苗249千本を出している。組合事業の中心である造林事業については、新植が組合員20.5ha、公団造林125ha、下刈が組

合員263ha、公団が792ha、枝打・つる切りが組合員52ha、公団41haとなっており、公団関係の事業が主体となっている。その他、販売事業としてシイタケ88kg、栗1.5トン、花木1,154本、シイタケ原木13,800本、また、加工事業として、生シイタケ184kg、乾シイタケ163kgを生産し土産品として販売している。

以上のように、西城町森林組合は、かなり活発に事業を行っている組合であるといつてよいことができる。

こうした森林組合活動の中で、地域林業のオルガナイザーとしての役割がどの部分で発揮されたかが問われよう。指導部門の状況説明は、次のように述べている、「①中核林業総合施業団地及びパイロット事業計画樹立作成のため県及び町当局の指導を受け、計画通り認定を受け更に団地育成強化のため西城町団地連絡協議会の設立指導を行った。②優良林業育成のため本年度も、除・間伐の現地指導及び作業道新設指導に力をそそいだ。③林構事業高度集約団地事業に取り組み、組合員の模範的になる新植、枝打、除伐等を実施した。」(第18回通常総会提出議案書。1980年5月10頁)。

いうまでもなく、国や県の行う補助事業はその実施主体が、町、森組、協業体となっており、とりわけ、事業内容を具体的に担うのは森組および協業体であるといつてよい。したがって、国や県の実施する事業を地域に下ろす場合は、必然的に町、森組、協業体が主役とならざるを得ないが、中でも森組の役割が最も大きい。だから、結果として、事業実施の過程で、全体をまとめ上げる主体として、つまりは地域林業のオルガナイザーとしての役割を担うことになる。

だが、すでに述べてきたように、国や県の

事業を現地におろす仲介的役割に重点がおかれているかぎり、地域林業の内在的な盛り上りを基礎としたオルガナイザーとしての機能は弱くならざるを得ない。このような二面性をもっているのが現状での森組の実態であるといつてよいと思われる。

さらに、各施業団地の集合体である西城町団地連絡協議会、および備北林業振興協議会が結成されているが、これらは現状では、各事務的な連絡、および情報の伝達・交換の役割程度であつて、地域林業のオルガナイザー的役割を果すところまでは至っていないといえよう。

(2) 地域林業に果している役割

1) 知識的林家層（指導林家層）

前述したように、各地区内の林家層に対して、一定の林業に関する指導的知識をもち、行動力をもつが故に、地区ないし地域内のまとめ役的存在である。また、備北林業地域が後発林業地であることもあつて、自らの林業経営を通しての優良林業地形成のモデルとはなり得ていないが、とりわけ、国・県の事業を地域におろす場合の現場のまとめ役的存在としての意味が大きい。

このような林家層は、各地区に点的に存在しており、それぞれの地区をまとめ上げる役割を果し、地区外との交流の中では林研グループとしての活動が主流を占めており、それなりに点から面への波及効果の中核的存在となつてはいるが、地域林業全体を統轄するような役割は果し得ていない。

これまでのところの活動状況では、国や県の補助事業の支えがあつてはじめて動いているという要素のあることはいなめない。これは、伐期に至らない林分を多くもつ地域（後発林業地域）の一般的特徴であるが、育林・

保育段階を主体とする林業地の止むをえざる特徴といつてもよいであろう。

しかし、ともあれ実践主体であるだけに、単なる仲介役、まとめ役としての意味とは違つて、各種事業を自ら実践する主体である強みを背景とした現段階としてのオルガナイザーとしては、大きな役割と意義をもつものと評価されよう。

また、旧来からの沈滞した集落機能、しかも崩壊しつつある集落機能を、新しく機能集団として再生させつつある役割は高く評価されてよいものと思われる。つまり、施業団地という育林施業をキズナとして集まった集団の新しい秩序形成への中核的存在となりつつある点である。

2) 林研グループ・協業体

これらグループの地域林業に果している役割については、1)の知識的林家層の場合とはほぼ同様に考えてよいものと思われる。

ただ、「青年の山」協業体のように、分収林業の主体者としてつながっているような場合では、これら仲間内部の連帯か、あるいは青年の山同志の横の連帯にとどまる場合が少なくない。そのため、青年の山を通して、地域林業全体にどのようにコミットし、いかなる役割をもつか、という点を忘れて、共有財産造りに矮少化されて失うことになりかねない。したがつて、これらのグループが新しい分収造林に対しても積極的意欲を示し、枝打除伐・間伐等の保育技術を具体的に実践する主体となることが重要な意味をもつことになるものと考えられる。

3) 森林組合

地域林業の総括者として、またオルガナイザーとして、実質的役割を果しているのが森林組合であるといえる。どのような役割、あ

るいは機能を果しているのかを、以下、個条書きで述べておこう。

① 各グループ、協業体の統轄的役割

前述したように、各グループ・協業体は、それぞれ内部論理によって活動しており、各グループ間の結びつきは必ずしも内部論理としては発生しない。そうした中で、全体を統轄する意味で、施業団地連絡協議会や備北林業振興協議会などを造り、地域林業全体としての一帯性作りに果す役割が大きい。

② 各種事業の実行主体としての保証的存在

例えば、施業団地協業体の設立においても、協業体内部で施業を実施するのが基本としても、それが不可能な場合には、森林組合の受託事業として、いつでもホローできる体制にあるため、単なるオルガナイザーとしてではなく、実行主体としての機能を背景とした大きな影響力をもっている。

③ 国、県、町村などの各種事業の受入れ母体としての機能

各種施策を現場におろす場合、その受け皿としては、森林組合がほとんど唯一の組織体であるという、現行制度のあり方に基づくものでもあるが、地域林業をリードする指導、各種経済事業、さらには林道・作業道等の基盤整備、補助事業、融資など、ほとんどの林業に関する業務が森組において集中管理されている。地域の林家は、制度上の優遇を受けるためには、森組を経由しなければならないものがほとんどである。したがって、上からの政策と下からの要求が交さくする機関として、どちら側からも、無視できない立場にある。このため、ややもすると政策の上にあぐらをかいて、自らの役割を果し得ていない森組もないわけ

はない。その意味でも、そのような制度下における森林組合の機能としては、まだ改善の余地が少なくないともいえるのである。

④ 地域林業の牽引車的役割

これはすべての森組にあるわけではないが、例えば「優良林業地育成」というスローガンを掲げて、それを目標とした育林、素材生産、流通、加工という一貫した組織化へ向けて、地域全体として牽引する役割である。もちろん、西城町森組においても、まだ流通・加工まで延長した組織化は果し得ていないが、備北林業という国産材産地形成へ向けての、各種組織体・林家のまとめ役として、さらに、全体を牽引する機関車としての役割を部分的ながら果しつつあるのである。

⑤ 林業労働力の組織化・定着化の役割

周知のように、山林における若年労働力は相対的に少なくなり、老令化、女子化が進んでいる。そうした中で林業労働力は、個別に任意に雇用することは極めて困難となってきた。林業労働力の組織化に果す森組の役割は大きく、この労務班の存在と活動が森組の実践主体としての内実を支えているといえるのである。

(3) 現状の問題点と課題

すでにみてきたように、まず第一の問題点は、施業組合、各種グループ、協議会等の組織体いずれも、行政主導型の色彩が濃い点である。もちろん、特に後発林業地域のようなところでは、内発的駆動力に乏しく、その限りでは行政の役割がとりわけ重要になるし、見方によっては行政の上からのおしつけのような感さえすることも少なくない。しかし、それは、それぞれの地域の発展段階に応じた施策であるかぎり非難されるべき事柄ではない。

問題なのは、前述した松上氏の話にもあるように、「補助金があるから育林作業をやる…」という点にのみ重点があるとすれば、補助金がなくなったら、風せんがしぼむように誰もやらなくなるのではないか、という不安である。むしろ、「われわれは備北の林業をこのようにしたいから、それに合致する施業・補助事業を導入するのだ」といった逆の考え方の上に、各種施策の導入があることが望ましいわけで、補助金はあくまでも内発的駆動力を起させるための「呼び水」として考えられるように展開してほしいものと考えられる。

したがって、備北地域のように、まだ伐採搬出される立木が少ない未成熟林業地域では中核・パイロット事業等が終了後のホローをどうするかが大きな課題となろう。基本的には、伐出可能な林分が出るまでは、何らかの形で初期の目的を達成するための施策がつかわれて実施される必要があるのではなかろうか。例えば、低利融資制度の拡充強化などが考えられよう。

第二は、備北地域をトータルとして総合的に統轄する力に弱い点である。確かに、各町村ごと、とりわけ西城町のように、森林組合を中核として、優良林業地育成へ向けての総合的な取組みが行われつつあることも事実である。しかし、備北全体としての優良林業地育成への統轄者はむしろ行政でしかないのが実情である。それはなぜか、基本的には、製品の加工・流通の位置づけが不充分であるのと、地域内の加工・流通の担い手(業者系列)を地域育成の重要な担い手として位置づけていないからである。西城町には西城町木材連絡協議会(約13名)、東城町には東城町木材協会(約80名)、それ以外の地域には比婆木材協会(口和、比和、庄原、高野、約70名)があ

り、それぞれ素材生産・製品加工・流通に関する地域内の担い手として活動している。

このような業者機能を、地域林業のもう一つの担い手として、指定し、地域林業の歯車の一つとして位置づける必要がある。例えば、東城町には「農林業振興会議」が昭和47年に発足しているが、こうした地域の方向づけ、指導者の意志統一機関の中へ、木材業者、さらには林業労働者代表を加えることは大きな意味をもつものと考えられる。要するに自主体をもっと組織化の中に主力メンバーとして位置づけることが大切である。

第三点は、第二の点とからむのであるが、もっと地域全体の産業構造をふまえた、総合的なシンクタンクの組織化が必要ではなかろうか。例えば、西城町の場合だと西城町産業開発会議、あるいは農林業振興協議会といったような組織を創り、地域内のえい智を結集し、そこで計画・立案されたことを、森組や農協等が実施するといった形の実務型の地域内推進母体を造ることが必要ではないだろうか。備北地域が施策に沿った組織体に片よりがみられるだけに、より一層地域総合実務型の組織の必要性を強調しておきたい。

第四点は、今後の課題として、これまで優良林業地育成という形で、育林過程を主体に指導を行ってきたが、これからは素材生産・流通にもっと力を注ぐべきではないか。とりわけ、間伐材の利用については、多くの林家が強い関心をもっている時だけに、小径木を含めた間伐材の利用のあり方は、備北林業のこれまで行ってきた優良林業地育成の現段階における総括(決算)にあたるものと考えられるべきであろう。

市場・流通の問題としてみれば、これまでの経過からして、福山市場との結びつきが強

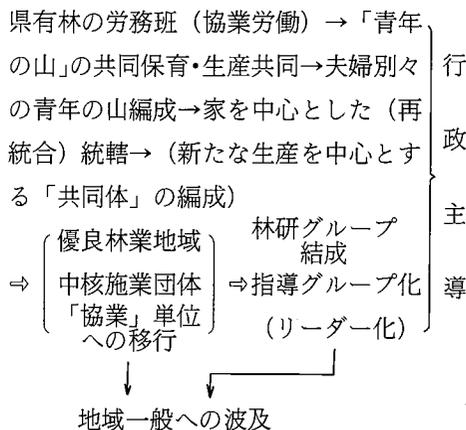
いのは当然であるが、もっと市場における価格形成機構を育林生産のあり方にフィードバックさせる方が講じられる必要があるように思われる。どのような素材がいかなる価格を形成するかを、林家に自ら体得させる機構を造ることが極めて重要な段階にある。とりわけ、備北地域は太田川流域に比べてヒノキ造林が多いだけに、福山市場の機能を地域内にとり込むことは、地域林業振興への大きなバネとなるであろう。このことによって、ポスト中核林業の内的駆動力たらしめねばならない。

なお、付け加えるならば、施業団地などの場合、共同作業中に事故が発生した時の処理について、不安をうったえる林家が少なくないことである。保険だけでは済まないことがあり、この点の制度化も必要であろう。

3. 地域林業形成に係る諸問題と対応策

(1) 地域林業の組織化過程

備北地域、とりわけ西城町を中心とした地域林業の組織化過程は、ほぼ次のようにシェーマ化することができよう。



「協業」編成

「草の根」的な地域の組織化（合意形成）

↑ ↓

行政

以上のような流れ（ベクトル）の原動力は、国・県の施策による補助金支給にある。確かに動機・きっかけはそうであっても、問題は離陸（take off）し、地域一般への波及がどこまで進められるかであろう。その点、備北林業地域では、施策によって中核施業団地が形成され、林研グループも結成され、一定の活動をみせているものの、地域全般への波及はまだ弱いといわざるを得ない。いうならば、施策の受け皿として組織化された、上からの「協業体」が自己回転し得ない状況のまま、中核指定が'81年度で終わろうとしているのである。

特に、傑出した篤林家が居ないし、強力な製材業者の居ないような地域では、特定のリーダーを求めることは困難であろうから、指導者を集団化、グループ化する必要がある。いうならば、各集落、施業団地のリーダーの連合をつくることであり、それに森組、素材業、製材業、等の総合的な組織化を図ることが重要ではあるまいか。

(2) 機能集団の育成強化

すでに1章および2章において述べたように、きっかけは行政主導であったとはいえ、林研グループ、および総合施業団地組合における協業体のように、団地連絡協議会等をつくり、横の連絡をとりながら、地域一般への拡がりの中で自立的な働きをとりつつある。

そこで、こうした旧来の集落組織から自立した機能集団が、旧来の集落秩序を再編成させる役割を果しつつ、地域的連帯の中で生産

力を発展させる機能を担うためには、今後さらにこれら機能集団の育成強化につとめなければならない。それは、地域林業の発展段階に合わせて、今後は間伐材の利用を主軸とする加工利用および林分管理に重点を移していくことが必要になる。

その意味で、当面は小径木加工を中心とする加工利用の開発が課題となる。それには、地元の製材加工業者と森林組合との連合による新しい加工・流通のシステムを造ることであると考える。例えば、西城町の渡辺製材所（製材工場50HP、従業員20名）は国有林専門工場であるが、間伐材については積極的に挽くつもりはないが「出荷されれば挽く」といつているのである。新林構の活用によって、こうした課題に意欲的に取り組んでこそ、森林組合の真の意味で地域林業のオルガナイザーといえるのである。

(3) 農林複合による地域産業の形成

地域的連帯の中で生産力を発展させるということは、林業のみで結果させることはほとんど不可能であろう。やはり、耕種農家、畜産、林業でも特殊林産を取り込んだ複合的な生産システムを作ることが極めて重要な課題である。

1972年3月、東城町の3つの農協が合併したのを契機に、「農林業振興会議」が結成されたが、このような農林業を一体としてみる組織活動に期待をしたい。この振興会議の林業関係の部会では、樹苗、造林、シイタケ、ク

りの4つの部会が結成されており、それぞれ活動をしているものの、まだ低調である。

備北地域は、米、和牛、林業が産業の主力であるが、土地の合理的利用、労働力の利用などを考慮すると、まだまだ多くの農林産物の生産は可能である。多くの農産物と林産物を組み合わせたポリカルチャーの構造を造ることが、地域林業の健全な発展にとっても必要不可欠なのである。備北地域は山陽側への農林産物供給基地として重要な位置にあり、その体制づくりいかんでは、地域産業に根をはった林業の産地形成は期待がもてるのである。

(4) 国・県・共有林を含めた産地化へ

現在での林業地育成というのは、ほとんど私有林に限られており、地域内は国有林、県有林があっても、ほとんどそれらとは別個の育林作業が行われている。産地形成をめざすということになれば、地域内の所有形態の違いを超えた理念を共有することが重要である。その点、各所有形態を連らねる情報の交換はほとんど行われてこなかったのではあるまいか。備北地域は共有林が多く、これらを中心に公団、公社造林が多くなされているが、これらも当然に地域林業の有力な担い手として位置づけることによって、結局、各主体の利益になって還元されるものと考えられる。

その意味で、改めて、国、県、町、森組の連帯性と横をつなぐ組織化が必要であろう。

